

201001024A

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の
在り方に対する調査研究

平成 22 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 駒村 康平

平成 23(2011)年 3 月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

**低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の
在り方に対する調査研究**

平成 22 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 駒村 康平

平成 23(2011)年 3 月

目次

I. 総括研究報告書

序章 総論—研究の要約—	7
駒村 康平（研究代表者）	

II. 分担研究報告

I部 貧困問題に対する多様なアプローチ	
第1章 主観的最低生活費の測定	19
山田 篤裕・四方 理人・田中 聰一郎・駒村 康平	
第2章 被保護母子世帯の貧困の世代間連鎖と生活上の問題	35
駒村 康平・道中 隆・丸山 桂	
第3章 等価尺度の推計と比較—全国消費実態調査と生活扶助基準から—	63
渡辺 久里子	
II部 所得保障制度の国際比較とそこからの示唆	
第4章 住宅手当(家賃補助)制度の国際比較	95
丸山 桂	
第5章 年金クレジットのマイクロシミュレーション	117
田中 聰一郎・四方 理人	
III部 所得保障と労働政策の連携の課題	
第6章 地域雇用対策における国と地方の連携・協力—北九州市雇用対策協定の事例から—	131
沼尾 波子	
第7章 社会的雇用の理念と実践—箕面市における先進事例—	145
富江 直子	
IV部 埼玉における「生活保護受給者チャレンジ支援事業」への評価	
第8章 貧困・低所得者への居住支援に関する考察—埼玉県新事業ヒアリングから—	159
岩永 理恵	
第9章 就労困難者への支援のあり方をめぐる予備的考察—埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業の取り組みから—	183
金井 郁	
第10章 生活保護における就労支援の計量分析—福祉事務所単位のデータから—	201
四方 理人	

I III. 研究成果の刊行に関する一覧表 217

I V. 研究成果の刊行物・別刷 221

I. 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

総括研究報告書

低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究

研究代表者 駒村康平 慶應義塾大学

研究要旨 本研究の目的は、1) 新たな貧困指標の開発、2) 今後整備されると考えられる新たな所得保障・生活支援に関する実証研究、3) 新たな所得保障・生活支援を支える社会保障の理念の考察である。本年度は、基礎的な研究と政策研究の双方の領域において研究成果を出すことを目標とした。基礎的研究である主観的最低生活費・等価尺度の測定、政策的研究である生活保護の新たな生活・就労支援政策を実施している自治体へのヒアリング調査、新しい所得保障制度の考察のための文献調査やシミュレーション分析を行なった。また年度末には中間報告会を実施し、研究成果と問題意識の研究者間の共有を図った。

A. 研究目的

分担研究者

沼尾波子	日本大学経済学部教授
丸山桂	成蹊大学経済学部准教授
山田篤裕	慶應義塾大学経済学部准教授
富江直子	茨城大学人文学部准教授
金井郁	埼玉大学経済学部講師
岩永理恵	神奈川県立保健福祉大学保健 福祉学部助教
四方理人	年金シニアプラン総合研究機 構研究员
田中聰一郎	立教大学経済学部助教

本研究は、1) 新たな貧困指標の開発、2) 今後、整備されることが考えられる新たな所得保障・生活支援に関する実証研究、3) 新たな所得保障・生活支援を支える社会保障の理念の考察、である。二年計画の1年度として、基礎的研究と応用研究の双方の領域において研究成果を出すことを目標とした。

B. 研究方法

ヒアリング及びデータ統計分析

倫理面（倫理面への配慮）

倫理面に抵触する研究内容ではないため、とくに問題とはならないものと思料する。

C. 研究結果

研究成果として、以下の論文を作成、発表した。

「主観的最低生活費の測定」、「被保護母

子世帯の貧困の世代間連鎖と生活上の問題」、「等価尺度の推計と比較—全国消費実態調査と生活扶助基準からー」、「年金クレジットのマイクロシミュレーション」、「住宅手当（家賃補助）制度の国際比較」、「地域雇用対策における国と地方の連携・協力—北九州市雇用対策協定の事例からー」、「貧困・低所得者への居住支援に関する考察—埼玉県新事業ヒアリングからー」、「就労困難者への支援のあり方をめぐる予備的考察—埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業の取り組みからー」、「生活保護における就労支援の計量分析—福祉事務所単位のデータからー」、「社会的雇用の理念と実践—箕面市における先進事例ー」

D. 考察

研究は大きく3部によって構成される。I部に貧困問題に対する多様なアプローチと所得保障と労働政策の連携の課題、II部に所得保障制度の国際比較とそこからの示唆、III部に埼玉における「生活保護受給者チャレンジ支援事業」への評価、自立向けた各自治体の取り組み、国と地方の連携を課題とした。

I部は理論的、基礎的実証研究であり、（1）主観的な貧困水準の作成・開発、（2）世代間貧困連鎖の実証、（3）家計規模の経済性（等価尺度）からみた生活扶助体系の評価と要約できる。

II部は、最低保障年金機能を確立の選択肢の検討や住宅手当といった今後必要になる所得保障政策に関する国際比較、シミュレーションを行った。

III部では、所得保障と労働政策の連携として、先進的な雇用対策を実施している北九

州市と箕面市の事例研究をまとめた。

IV部では、被保護からの自立を支援するための地方の取り組みについて、埼玉県の施策の現状、評価、自治体の取り組み、国と地方の連携における課題を整理した。

E. 結論

第1章「主観的最低生活費の測定」により、生活保護基準額は、単身世帯を除きK調査（切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要か質問）とT調査（つましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要か質問）の主観的最低生活費（中央値）の間に位置すること、単身世帯では生活保護基準はT・K両調査を下回り、厳しめの水準となっていること、世帯所得が1%上昇しても主観的最低生活費は0.2%しか上昇しないこと、等価尺度が小さい（=世帯に働く規模の経済性を大きく見積もる）こと、等を明らかにした。

第2章「被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題」は、生活保護被保護母子世帯の持つハンディや生活保護受給期間や就業を規定する要因について数量的に分析し、（1）被保護母子世帯の3割以上が、成育期に生活保護を経験しており、高卒未満という学歴や10代出産など、成育期に発生した事柄が現在の生活の負荷になっていること、（2）就労阻害要因には、母親の健康状態と学歴があること、（3）DV、児童虐待、非嫡出子の相関は強く、また母親の健康状態と子どもの健康状態の関連性も強く、こうした家族内のハンディが累積・集中していることが確認できた。

第3章「等価尺度の推計と比較—全国消費実態調査と生活扶助基準から」は、「全国消費実態調査」の匿名データから消費上の等

価尺度を推計し、それを生活扶助基準から算出した制度的等価尺度と比較した。この比較検証は、生活保護制度や相対的貧困が示す最低生活費の算出において重要な意味をもつものと考えられる。

第4章「住宅手当（家賃補助）制度の国際比較」は、欧米諸国で導入されている住宅手当（家賃補助）の日本での導入可能性について検討し、（1）OECD加盟国が多くが賃貸住宅居住者に対する、就労条件や年齢などを問わずに給付される住宅手当を導入している、（2）過剰消費を防ぐために、世帯規模や広さ、所得要件などを課している国が多く、日本の導入の際には、モラルハザードを防ぐ手段を検討すべきであるとしている。

第5章「年金クレジットのシミュレーション分析」は、イギリスの年金クレジットを参考にし、最低保障年金の政策効果のシミュレーション分析を行い、（1）年金クレジットの導入により、高齢者の貧困率は3%ポイント前後低下する。（2）高齢男性単身世帯の貧困率は低下せず、また高齢女性単身世帯における貧困率の削減効果は生活保護基準並みの年金クレジットの場合でも1%強程度の低下であることを推計している。

第6章「地域雇用政策における国と地方の連携・協力～北九州市雇用対策協定の事例から」は、雇用政策、所得政策の連携を巡り、国と地方の役割分担や連携の体制をどのように考えるか、長年にわたって自治体独自の雇用政策を推進してきた福岡県北九州市を取り上げ、現状と課題を整理した。

第7章「社会的雇用の理念と実践：箕面市における先進事例」は、一般就労か、賃金が

低く経済的自立が困難な福祉的就労かの二つしかなかったが、箕面市の社会的雇用事業は、この二つの中間に、社会的雇用という第三の働き方を創出するものである。既存の労働市場への包摂にとどまらず、労働のあり方、さらには社会のあり方を変革していくための足場を作り出す事業としての可能性をもつ取り組みであるが、これを一般政策に拡大した場合には、事業者側の賃金政策に与える影響も考慮する必要があり、今後さらなる研究が求められる。

第8章「貧困・低所得者への居住支援に関する考察——埼玉県新事業ヒアリングから」は、埼玉県の新事業「生活保護受給者チャレンジ支援事業」のうち「ソーシャルワーカー事業」の現状と背景、とりわけ無料低額宿泊所をめぐる問題を概観して、事業の意義、想定される限界、今後の分析視点を示す考察した。

第9章「就労困難者への支援のあり方をめぐる予備的考察—埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業の取り組みから」は、埼玉県における「生活保護受給者チャレンジ支援事業」のうち「職業訓練支援員事業」の制度のあり方と運用実態を考察した。この研究は、今後の就労困難者への支援のあり方、その効果測定をめぐる課題を検討する上での基礎資料となる。

第10章「生活保護における就労支援の計量分析—福祉事務所単位のデータから」は、自立支援プログラムのうち就労支援の効果について埼玉県における福祉事務所単位のデータから定量的に分析を行い、就業支援を導入は、被保護世帯全体の就労率を上昇させるものの、廃止率を高めるまでには至らないことを確認している。

以上が、1年度の成果の要約であるが、次年度では、（1）高齢化社会・低成長経済のなかで、所得保障制度間の整合性と包括性を維持するための貧困水準のあり方について考察を深めること、（2）所得保障政策、雇用政策の連携を巡る国と地方の役割の研究、（3）世代間貧困連鎖を巡る教育支援のあり方、（4）低所得世帯に対する医療、介護、保育、障害者向けサービスの自己負担の軽減や低所得者向けの融資制度（5）障害者向けの一般就労と福祉的就労の中間系としての社会的雇用を巡る可能性と課題、（6）低所得者向け住宅費補助政策のあり方などについて、さら研究を深める必要がある。

F. 研究発表

1. 論文発表

・駒村康平・道中隆・丸山桂「被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題」三田学会雑誌103巻4号、2011年3月

2. 学会発表

「貧困問題と地域の課題」『生活経済学研究』2010年9月32巻pp115-122. 生活経済学会
東北福祉大学2010年6月19日

G. 健康危険情報

なし

H. 知的財産権の出願・登録

なし

序章 総論—研究の要約

駒村康平(慶應義塾大学経済学部教授)

本論は、本研究事業の総論部分として、各章の研究の位置づけと要約を行うことを目的とする。本報告書は、I部に貧困問題に対する多様なアプローチ、II部所得保障制度の国際比較とそこからの示唆、III部所得保障と労働政策の連携の課題、IV部埼玉における「生活保護受給者チャレンジ支援事業」への評価から構成される。簡単に報告内容を要約する。

I 部 貧困問題に対する多様なアプローチと所得保障制度の課題

最低生活費への多様なアプローチとして、人々の主観的な最低生活費はどの程度程度なのかを評価するアプローチがある。

第1章「主観的最低生活費の測定」(山田篤裕・四方理人・田中聰一郎・駒村康平)は、全国規模の独自調査に基づき、主観的最低生活費の検討を行っている。その目的は(1)一般市民が想定する最低生活費を計測すること、(2)主観的最低生活費が、どれほど確固たる概念なのか、ということを確認すること、(3)生活保護制度と比較し、計測された主観的最低生活費がどのような特徴を持っているか把握すること、である。

その結果、生活保護基準額は、単身世帯を除きK調査(切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要か質問)とT調査(つましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要か質問)の主観的最低生活費(中央値)の間に位置すること、単身世帯では生活保護基準はT・K両調査を下回り、厳しめの水準となっていること、世帯所得が1%上昇しても主観的最低生活費は0.2%しか上昇しないこと、等価尺度が小さい(=世帯に働く規模の経済性を大きく見積もること、等を明らかにした。

第2章「被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題(駒村康平・道中隆(研究協力者)・丸山桂)」は、貧困の世代間連鎖の実態を分析するために、X市の個票データを使い、生活保護被保護母子世帯の持つハンディや生活保護受給期間や就業を規定する要因について数量的に分析した。分析の結果、(1)被保護母子世帯の3割以上が、成育期に生活保護を経験しており、高卒未満という学歴や10代出産など、成育期に発生した事柄が現在の生活の負荷になっていること、(2)就労阻害要因には、母親の健康状態と学歴があること、(3)DV、児童虐待、非嫡出子の相関は強く、また母親の健康状態と子どもの健康状態の関連性も強く、こうした家族内のハンディが累積・集中していることが確認できた。

生活保護における自立助長は、労働政策との密接な連携は必要であり、しかもそれは地域の労働市場の現状を踏まえて連携になる必要がある。地域雇用政策を巡っては、国と地方の役割分担に注目が集まるが、その連携が重要である。

第3章「等価尺度の推計と比較—全国消費実態調査と生活扶助基準から—(渡辺久里子)」は、「全国消費実態調査」の匿名データから消費上の等価尺度を推計し、それを生活扶助基準から算

出した制度的等価尺度と比較した。この比較検証は、生活保護制度や相対的貧困が示す最低生活費の算出において重要な意味をもつものと考えられる。推計の結果、等価尺度の推移を時系列でみると、子どものいる世帯の消費上の等価尺度は過去 20 年で低下傾向にあった。制度的等価尺度(=生活扶助基準における等価尺度)は横ばいになっていたが、母子加算・老齢加算の縮減・廃止に伴って、低下する世帯もあった。また、相対的貧困率の推計に用いられた等価尺度は、日本の消費上の等価尺度から乖離しており、この等価尺度で貧困率を推計すれば、結果が異なつてくることが示唆された。

II 部 所得保障制度の国際比較とそこからの示唆

第 4 章「住宅手当(家賃補助)制度の国際比較」(丸山桂)は、日本の低所得者向け住宅政策の現状と問題点を指摘し、欧米諸国で導入されている住宅手当(家賃補助)の日本での導入可能性について検討することを目的としている。文献サーベイを中心に、諸外国で導入された住宅手当(家賃補助)の制度設計や導入効果について分析した。OECD 加盟国の多くが賃貸住宅居住者に対する、就労条件や年齢などを問わずに給付される住宅手当を導入している。その際に、過剰消費を防ぐために、世帯規模や広さ、所得要件などを課している国が多く、日本の導入の際には、モラルハザードを防ぐ手段を検討すべきである。また住宅手当による「貧困のわな」の状況は実証研究からは必ずしも確認されていない。

第 5 章「年金クレジットのシミュレーション分析(田中聰一郎・四方理人)」は、イギリスの年金クレジットを参考にしながら、最低保障年金の政策効果のシミュレーション分析を行った。明らかになった点は、第 1 に、年金クレジットの導入により、高齢者の貧困率は 3% ポイント前後の低下する点である。特に高齢者と高齢者以外の世帯員が同居している世帯において貧困率削減効果が大きいことが明らかになった。ただし、年金クレジットの給付単位を世帯単位にすると貧困削減効果は大きく低下することも同時に示された。第 2 に、高齢者単身世帯においては年金クレジットの導入によっても、高齢単身男性の貧困率は低下せず、高齢単身女性の場合でも 1% 強程度の低下である。これは単身世帯の年金クレジットの給付水準が相対的貧困ラインよりも低いことが主な原因として考えられる。

III 部 所得保障と労働政策の連携の課題

第 6 章「地域雇用政策における国と地方の連携・協力～北九州市雇用対策協定の事例から」(沼尾波子)は、北九州市を事例に、雇用政策における国と地方の役割分担・連携について分析している。地方分権一括法施行後、地方事務官制度の廃止とともに、労働行政の「集権化」が図られた。他方で、地方自治体には自治事務として雇用政策への取組みが求められることとなったが、自治体側の体制や対応は、都道府県・市町村によって大きく異なっている。雇用対策を効果的に推進するには、現金給付と現物(サービス)給付を組み合わせた対応が求められる。国と地方の役割分担や連携の体制をどのように考えるか。その手がかりを得るために、長年にわたって自治体独自の雇用政策を推進してきた福岡県北九州市を取り上げ、近年の雇用対策協定を通じた国との連

携・協力の状況についてヒヤリング調査を行った。調査から、国と地方の連携協定を通じて、より効果的な施策の推進が可能となったとの指摘がなされたが、連携の成果と課題について、さらに詳細な分析・考察を行う必要がある。

第7章「社会的雇用の理念と実践：箕面市における先進事例」（富江直子）は、障害のある人の雇用をめぐる制度、政策の課題と改革の方向性を、大阪府箕面市で行われている社会的雇用事業の理念と実践の紹介を通じて考察する。障害のある人びとの働く場は、従来は、ハードルの高い一般就労か、賃金が低く経済的自立が困難な福祉的就労かの二つしかなかった。箕面市の社会的雇用事業は、この二つの中間に、社会的雇用という第三の働き方を創出するものである。社会的雇用においては、公費からの賃金補填という形で最低賃金を保障し、働く障害者に労働者としての権利を付与する。障害者の働く権利の保障という理念のもとに取り組まれてきたこの事業は、障害のある人が労働を通じて職場や地域に参加していくことによって、職場と地域のノーマライゼーションを実現していくことをその射程に見据えている。既存の労働市場への包摶にとどまらず、労働のあり方、さらには社会のあり方を変革していくための足場を作り出す事業としての可能性をもつ取り組みである。

IV部 埼玉における「生活保護受給者チャレンジ支援事業」への評価

第8章「貧困・低所得者への居住支援に関する考察—埼玉県新事業ヒアリングから」（岩永理恵）は、埼玉県の新事業「生活保護受給者チャレンジ支援事業」のうち「ソーシャルワーカー事業」の現状と背景、とりわけ無料低額宿泊所をめぐる問題を概観して、事業の意義、想定される限界、今後の分析視点を示す考察した。埼玉県が着手した生活保護受給者を無料低額宿泊所からアパートなどへの移行を促す事業は、その取り組み自体に価値がある画期的なものである。事業実績を通じて、宿泊所を利用していた生活保護受給者の特徴、宿泊所からアパートへ移行させる際に各受給者が抱えている課題、支援者・事業受託機関の強みと課題、他制度や特に在宅福祉を展開する他機関との連携について検討した。

第9章「就労困難者への支援のあり方をめぐる予備的考察—埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業の取り組みから」（金井郁）は、「生活保護受給者チャレンジ支援事業」のうちの職業訓練も含めて、意欲喚起から就労まで一貫した支援を行う点が特徴である。職業訓練を含めて支援していく体制を整えたことで、短期的視点で「とりあえず就労」を目指すのではなく、支援対象者がいかに地域で自立して長期的に暮らしていくのかを検討し、その力を身につけられるよう、職業訓練への支援を行っている。また、就労についても、中間的就労を含めて長期的に自立のための支援が行われ、生活保護を脱却できるまでは一貫して支援が続いていることになる。事業開始後半年と短いため、その成果を正確に測ることは無理であるが、少なくとも121名の就労が決定し、108名の職業訓練校への入校が決定している。

第10章「生活保護における就労支援の計量分析—福祉事務所単位のデータから」（四方理人）は、自立支援プログラムのうち就労支援の効果について埼玉県における福祉事務所単位のデータから定量的に分析を行った。その結果、就業支援を導入は、被保護世帯全体の就労率を上昇さ

せるものの、廃止率を高めるまでには至らないことがわかった。また、母子世帯と障害世帯の割合の上昇は就労率を高めるが廃止率に影響を与えない一方、傷病世帯やその他世帯の割合が上昇すると就労率には影響を与えないが廃止率を高めるという結果となっている。

I I . 分担研究報告書

I 部 貧困問題に対する多様なアプローチと所得保障制度の課題

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
分担研究報告書

低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究

「主観的最低生活費の測定」

研究分担者：山田篤裕（慶應義塾大学経済学部）・四方理人（慶應義塾大学先導研究センター）・田中聰一郎（立教大学経済学部）・駒村康平（慶應義塾大学経済学部）

研究要旨

本研究では、全国規模の独自調査に基づき、主観的最低生活費の検討を行った。その目的は三つある。第一は一般市民が想定する最低生活費を計測することである。第二は主観的最低生活費が、どれほど確固たる概念なのか、ということを確認することである。第三は生活保護制度と比較し、計測された主観的最低生活費がどのような特徴を持っているか把握する事である。

その結果、生活保護基準額は、単身世帯を除きK調査（切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要か質問）とT調査（つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要か質問）の主観的最低生活費（中央値）の間に位置すること、単身世帯では生活保護基準はT・K両調査を下回り、厳しめの水準となっていること、世帯所得が1%上昇しても主観的最低生活費は0.2%しか上昇しないこと、等価尺度が小さい（=世帯に働く規模の経済性を大きく見積もる）こと、等を明らかにした。

A. 研究目的

本研究では、全国規模の独自調査に基づき、主観的最低生活費の検討を行った。その目的は三つある。第一は一般市民が想定する最低生活費を計測することである。第二は主観的最低生活費が、どれほど確固たる概念なのか、ということを確認することである。第三は生活保護制度と比較し、計測された主観的最低生活費がどのような特徴を持っているか把握する事である。

B. 研究方法

調査は、インターネットを使用し、2009

年2月上旬に実施されたものを再集計した。調査対象は、約1000社のポイント・プログラムに参加している約400万人のモニターである。モニターの属性分布を統御するため、対象者年齢を20歳から59歳にし、学生を除き、世帯類型と収入を基準に、調査対象者の割当を行った。

主観的最低生活費は、具体的には「切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要（K調査）」、「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要（T調査）」という2通りの質問を、同じ属性を持つ2つの調査対象グループに別々に割り当てることにより計測した。

小さくなっていると考えられる。

C. 研究結果

主な本研究の結果としては、5点挙げられる。第一に、主観的最低生活費の中、日常的消費項目の合計額については、K調査にたいするT調査の比率は1.2倍から1.3倍の範囲内にある。またそれ以外の消費項目の合計額については、世帯類型毎の差異が相対的に大きく、その比率は1.3倍から1.9倍の範囲内にある。

第二に、生活保護基準額は単身世帯を除き、K調査とT調査の主観的最低生活費の間に位置する。

第三に、生活保護基準額と比較して、主観的最低生活費は、①子どもの人数が増えてもそれほど上昇せず、②第1類関連消費額（個人的経費）が20歳未満の世帯員について低く、③第2類関連消費額（世帯共通経費）の額が高い、という特徴を持っている。

第四に世帯所得が1%上昇しても、主観的最低生活費は0.2%しか上昇しない。また食費比率、住宅費比率など、世帯類型毎に固有の主観的最低生活費における消費パターンの相違は、主観的最低生活費の額自体も規定している。

第五にさまざま属性をコントロールしても等価尺度は小さく、世帯規模が大きくなつても、主観的最低生活費はさほど大きくならない。

D. 考察

一般的に、主観的幸福度を基準として等価尺度を計測した場合、その値は実際の消費データなどを利用した場合と比較して相対的に小さい。主観的最低生活費も同じく主観的指標であるので、同じく等価尺度が

E. 結論

単身世帯では生活保護基準はT・K両調査を下回り、厳しめの水準となっている可能性がある。

F. 研究発表

1. 論文発表
査読雑誌に投稿中。

2. 学会発表

「主観的最低生活費の測定」、社会政策学会第121回大会・第9テーマ別分科会『セーフティネットの実証分析』、2010年10月30日（愛媛大学、松山市）。

G. 健康危険情報

なし

H. 知的財産権の出願・登録

なし

第1章：主観的最低生活費の測定

山田篤裕（慶應義塾大学経済学部）・四方理人（慶應義塾大学先導研究センター）・田中聰一郎
(立教大学経済学部)・駒村康平(慶應義塾大学経済学部)

要旨

本研究では、全国規模の独自調査に基づき、主観的最低生活費の検討を行った。その目的は三つある。第一は一般市民が想定する最低生活費を計測することである。第二は主観的最低生活費が、どれほど確固たる概念なのか、ということを確認することである。第三は生活保護制度と比較し、計測された主観的最低生活費がどのような特徴を持っているか把握する事である。

その結果、生活保護基準額は、単身世帯を除き K 調査(切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要か質問)と T 調査(つましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要か質問)の主観的最低生活費(中央値)の間に位置すること、単身世帯では生活保護基準は T・K 両調査を下回り、厳しめの水準となっていること、世帯所得が 1% 上昇しても主観的最低生活費は 0.2% しか上昇しないこと、等価尺度が小さい(=世帯に働く規模の経済性を大きく見積もること)こと、等を明らかにした。

1. はじめに

どのような所得基準を「最低生活」として定義するかについては、従来からさまざまな方法が試みられてきた。日本の公的な最低生活費の算定方法である生活扶助基準は、1946 年から標準生計費方式、1948 年からマーケットバスケット方式、1961 年からエンゲル方式、1965 年から格差縮小方式、そして、1985 年から水準均衡方式という変遷を遂げているとされる。マーケットバスケット方式およびエンゲル方式は、最低生活費の根拠を栄養学にもとめ、栄養所要量をもとに生活扶助基準が定められた。しかしながら、現在の水準均衡方式において、生活保護基準は、一般世帯の平均的な消費水準の 60% 程度の水準、もしくは、所得第 1 十分位の消費水準といった一般世帯の消費水準を基準とした考え方から、一般世帯の消費水準により相対的に決定されるものであり、生活保護制度において「最低生活」の基準そのものは問われていないといえるだろう。

しかしながら、貧困問題への関心の高まりから、改めて最低生活費の試算がなされるようになった¹。連合労働条件局(2003)ではマーケットバスケット方式、金澤編(2009)などではマーケットバスケット方式、エンゲル法則による変曲点による試算がなされている。また岩田・岩永・鳥山・松本ほか(2010)では、最低生活費のモデル化の試みとして、若年単身者の 1 ヶ月の家計簿から消費支出についての分析を行っている。

さらに海外の研究動向に目を転じても、標準生計費(Standard Budget)などの名前で、最低生

¹ 近年における経済協力開発機構国際比較(OECD)による国際比較研究は、日本の相対的貧困率の高さを明らかにした(OECD 2008 等)。国際比較において多く利用される相対的貧困率は、中位等価可処分所得の 50% として定義される。つまり、相対的貧困線は、国際比較のため、ある意味、機械的に計算される基準であり、当該社会における何らかの最低生活費に対応するような、所得水準の適切さについての基準ではない。

活費がさまざまな方法で試算が行われている。そこでは各費目を細かく積み上げて行く方式以外に、基礎的消費をカテゴリー別に計算する包括方式、また消費項目自体について、専門家が決定する方法ばかりでなく、一般市民や低所得者との対話の中で定めて行く方式などが用いられている(Fisher 2007)。

本稿で用いられた筆者らによる独自調査「主観的生活費調査(2009年)」は、こうした一連の先行研究を参考に設計されたインターネット調査である。この調査を企画した目的は三つある。第一は、調査対象となった一般市民にカテゴリー別に最低生活費(具体的定義は後述)を質問した場合(包括方式)、金額としてどれほどになるか計測することである。第二は、「最低生活費(必要消費額)」が、調査対象者にとって、どれほど確固たる概念なのか、ということを確認することである。具体的には、「切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要(K調査)」、「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要(T調査)」という2通りの質問を、同じ属性を持つ2つの調査対象グループに別々に割り当てるにより、異なる尋ね方による結果の「乖離」を計測した。第三は、生活保護制度と比較した場合、こうして計測された主観的最低生活費がどのような特徴を持っているか把握することである。

本稿の構成は以下のとおりである。次節で、調査方法について説明する。第三節では、主観的最低生活費の測定、生活保護基準との比較、そして主観的最低生活費の規定要因および等価尺度を測定する。第四節に本稿のまとめがある。

2. 調査方法

(1) 調査対象者の概要

調査は、ネットマイル社を通じインターネットを使用し、筆者らのグループにより2009年2月上旬に実施²された。調査対象は、ネットマイル加盟サイトの約1000社から、ポイント・プログラムに参加している約400万人のモニターである。モニターのなりすまし防止策として、メールアドレスだけでなく、会員登録時の属性(氏名、年齢、住所、都道府県)を元にマッチングし、さらに仮会員登録時のIPアドレス取得などを行っている。

調査対象者情報の維持については、モニターが特典(ポイント)交換を行うタイミングで登録情報の更新を行わせたり、定期的(半年に一度)に属性情報更新を促すメールを配信したりすることで、不正登録を排除するようしている。これと併せ、半期に一度、メール不達状態が一定回数以上続いた場合、プログラムから強制退会させる方針を取っている。加えて、特典交換や自社プロモーションにおいて不正モニター(重複登録)を発見する仕組みを保ち、不正モニターの発見と退会を常に実施している。

また同じモニターに対し、複数の調査が集中することを避けるため、スクリーニングした調査対象をさらにランダム抽出し、対象者にたいする調査の公開制限を行っている。さらに不良回答が一定回数続いた場合は、ブラックリスト化しアンケートに回答させないようにも管理されている。

以上のように調査対象となるモニターはかなり厳密に管理されている。しかし、パソコンを保有し、さらにインターネット接続できる環境にある者のみがインターネット調査対象となることもあり、国勢調査

² 株式会社ネットマイルのプライバシーへの配慮については、「プライバシーポリシー」[www.netmile.co.jp/privacy.html]を参照されたい(アクセス日 2009年1月10日)。調査協力は任意かつ中途放棄可能であり、ネットマイル社からの納品時点では、氏名・住所等の個人情報はすべて秘匿化されている。

と比較するとモニターは下記のような特徴を持つ³。

- ①男女比に関し、男性が 55%と 6%ポイント高い。
- ②年齢構成比に関し、30 代、40 代が突出して高く、10 代以下、60 代以上が少ない。
- ③既婚・未婚比率はほぼ同じ。
- ④居住地に関し、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県在住が多い。
- ⑤同居人数に関し、2~4 人の割合が高い。
- ⑥常雇、臨時雇の割合が高い。

(2) 調査対象者の割当方法

こうしたもともとのサンプル属性を統御するため、「主観的生活費調査」では、対象者年齢を 20 歳から 59 歳にし、学生を除き、世帯類型と収入を基準に、調査対象者の割当を行った。具体的には表 1 のような割当を行った。

[表 1] 「主観的生活費調査」対象者の割当

	400万未満	400万以上	合計
①あなたのみ	60	60	120
②あなたと配偶者の二人家族	60	60	120
③あなたと配偶者と子供一人の三人家族	60	60	120
④あなたと配偶者と子供二人の四人家族	60	60	120
⑤あなたと配偶者と子供三人の五人家族	60	60	120
⑥あなたと子供一人の二人家族	60	60	120

出所:『主観的生活費調査(2009 年)』に基づく筆者推計。

なお、上記のような調査対象者の割当を実施するためには、世帯類型と収入を予め把握する必要があり、そのため予備調査を行い、本調査用の対象者をスクリーニングした。

(3) 調査項目

調査対象となった消費項目は、総務省『全国消費実態調査』を参考に 26 種類に定めた。さらに日常的な消費項目と、そうでない消費項目に分け、月間消費額と年間消費額を各々尋ねる質問形式とした。また、用いた消費項目分類は具体的な財ではなく、その一つ上位概念である包括的分類を用いている。

日常的な消費項目とは具体的には以下の 15 項目である。

- ①食費:米やパン、おかず、お菓子といった食料や緑茶・紅茶・コーヒーといった飲料など
- ②酒類:酒店などで購入して、自宅や友人宅で飲むお酒類
- ③外食費:飲食店などの食事にかかる費用

³ インターネット調査を用いることによる従来型調査との差異について本多・本川(2005)が統御実験を行っている。それによれば、インターネット調査の回答者の特徴として、仕事や家庭を含め生活全体で充実感が低い、心の豊かさを好む傾向が弱い、平等社会より競争社会を好む、等の傾向が指摘されている。一方、生活満足度と他の変数との相関関係については唯一、他の変数との相関関係が一定していた。ただし統御群である従来型調査と、実験群であるインターネット調査は、調査時期が 3 年ずれていることにも注意が必要と思われる。